

標 題：

1999年2月1日まで使用することを認められた
双方向無線電話装置に対するパナマ政府の特別
要件について

NKテクニカル インフォメーション

No.: 159

Date: 平成7年4月20日

関係船主、造船所 各位

1992年2月1日前にパナマ籍船舶に備付けられた双方向無線電話装置は、パナマ政府の定める周波数要件に適合することを条件に、1999年2月1日まで使用することが認められることは、既に弊テクニカルインフォメーションNo. 134（平成6年4月10日付）にてお知らせしております。この程パナマ政府より同要件に加え、下記1.の通り追加の要件についての通知がありました。

今後行われるパナマ籍船舶のSE検査の際にこの追加要件に適合していることを、下記2.に従って確認致しますので関係船舶に対しては、必要な措置を事前にとるようお願い申し上げます。

記

1. 追加要件

双方向無線電話装置を最高電力で8時間の通話（送信6秒、スケルチを外した受信6秒及びスケルチをかけた受信48秒の割合）が行えるに足る電源を有すること。

2. 適合措置

先に1999年2月1日まで使用することを認められている双方向無線電話装置の殆どは、83年改正 SOLAS第三章に規定された4時間分の電池のみを有しているので、該当する装置の電池を8時間分の容量のものに代えるか、同じ容量の電池を更に1個備える。

以 上